

第8回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月） 午前9時00分から午前10時35分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	12	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席15番 林田 清光 委員
議席16番 鍋家 善幸 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第42号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第43号 令和6年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告
- 報告案件3 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

6) 報告事項

- 専門委員会報告
- 湖国女性農業・推進委員協議会報告
- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	地平 勝弥
局次長	村田 浩司
係長	澤田 均
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席15番林田清光委員と、議席16番鍋家善幸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号83について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第39号、整理番号83について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内青地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と所有権移転について合意し、申請されました。申請地は現在、不耕作地であるものの、ほ場整備事業の区域として整備見込みであり、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号83については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。

申請地は、山林に隣接した農地ですが、現状は遊休農地に区分されており、雑草が繁茂する農地です。所有者は他市にお住まいで、農地の維持管理が困難であることから、地元在住の譲受人に譲り渡しされます。数年後にこの地域で実施される予定の農地の構造改善事業に対して、事業の円滑化と農地利用の効率化が含まれますので、農地利用最適化の推進に支障ないと認められます。よって許可相当と判断しました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号10保井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請農地は、令和5年8月総会において3条調書整理番号29にて総会承認された農地に隣接する不耕作地で、農地利用最適化推進に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号83について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号83については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号84について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、整理番号84について説明します。参考図は3ページ、4ページです。
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地に隣接する譲渡人所有の住宅を賃貸していましたが、今回土地売買の話がまとまったため、隣接農地とともに取得されるもので、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号84については、議席2番中島委員、説明をお願いします。

担当農委

議席番号2番中島です。

譲渡人は相続で土地を取得されましたが、これまでから近くに住んでおられる認定農業者に水稻栽培と畑を委託しておりました。今回の譲受人は、東京から地域おこし協力隊として移住し、地域のため日々活動・活躍されています。

申請地は、譲受人の借り受けている自宅裏手の土地です。譲渡人は、遠方に住まいされており、譲受人から売買の申し出をしたところ、話がまとまりました。

購入後は、一部を畑として自家消費の野菜栽培、また田では、出荷用の水稻や忍ネギを栽培されます。

今回の売買に対し、区長、改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断しました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

続いて、区域番号33上杉推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局

特に意見はありません。農地利用最適化推進に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員

【質問等なしの声】

議 長

ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号84について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員

【挙手全員】

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号84については、許可とすることに決定いたします。

議 長

続きまして、3条調書、整理番号85について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号85について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、土地整理をし財産処分を考えていたところ、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人

は、申請地に隣接する住宅に転居予定であり、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号85については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。

現地確認を福山推進委員と農業組合長とで行いました。隣接の住宅も購入し移住され、申請地にて畑作をされます。何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号40福山です。

推進委員として、何ら意見はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号85について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号85については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号86について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号86について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、申請地にて、果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号86については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。

1月18日に、山本推進委員とともに現地確認し、譲受人から説明を受けました。

譲渡人は、現在、高齢者施設に入所されており、自宅を含め財産処分を譲受人にお願いされています。申請地に関しては、道隣の譲受人が以前から管理をされており、今後は自家消費用の梅を植栽されます。自宅については、別の方に売買されると聞いております。今回の申請に関し、何ら問題なく、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号44山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 特に意見はありません。農地利用最適化推進に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号86について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号86については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号87について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号87について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、申請地で、果樹の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号87については、議席14番植西委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号14番植西です。
事務局からの説明のとおりです。何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号43西尾推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号43西尾です。
植西農業委員と推進委員とで現地確認を行っています。意見はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号87について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号87については、許可とすることに決定いたします。
議案第39号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号62について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号、整理番号62について説明します。調書は6ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、市街化調整区域内の1種農地です。

申請内容は、伴谷統合認定こども園造成敷地排水の対策水路を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。申請によると、令和4年2月に転用許可をした認定こども園側から、当該申請地側に造成地からの雨水の染み出しがあったため、地元関係者協議のもとに、応急対策として水路整備をされます。許可後、令和6年4月から転用工事に着手し、令和9年1月31日まで水路利用し、その後、令和9年2月から令和9年3月末までに機能復旧する計画をされています。国からの通知では、一時転用の期間は「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間」とされておりますが、当該申請は、その必要最小限であると考えます。造成工事については、園側の擁壁から1.5mの離隔をとったうえで、水路および小堤を設置し、既存の畔を農地側に押し込むかたちで施工されます。水路は長さ60mの暗渠管とし、下流に排水処理槽を設置したうえで、一級河川思川に導水し放流処理されます。以上のことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また今回、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。なお、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号62については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。
地元の要望に対しての申請、工事となります。問題ないと考えます。2月9日に現地確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号2中森推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号2中森です。
排水処理対策もされており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号62について採決いたしま
す。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号62については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号63について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号63について説明します。参考図は14ページ、15ページ、土地利
用計画図は16ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地で
す。

申請内容は、駐車場、住宅、倉庫敷地を目的とする、農地の売買です。申請によ
ると、不動産業、賃貸業を主に営む申請人において、空き家バンクにより取得する
建物に付随する当該地を、福利厚生施設として活用し、併せて駐車場として利用を
されます。新たな造成工事はなく、北側はすでに既存宅地と一体利用となってお
り、南側敷地に駐車場として車4台確保されます。雨水排水については、自然地下
浸透としつつも、あふれた雨水は前面道路側溝に放流されることに加え、隣接する
農地が申請地よりも高いことから、転用による周辺農地への被害はないものと考え
られます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事
業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号63については、議席4番曾我委員、説明をお願いしま
す。

- 担当農委 議席番号4番曾我です。
令和6年2月10日、小倉推進委員と申請者代理人立会いのもと、現地を確認し、転用計画の聞き取りを行いました。
申請地は、会社の福利厚生施設および仕事場として活用される予定で、駐車スペースが手狭になることから転用申請をされました。転用に際し、地元関係者の同意を得られています。顛末案件ではありますが、周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 続いて、区域番号12小倉推進委員、意見を願います。
- 担当推委 区域番号12小倉です。
2月10日に曾我農業委員とで現地確認いたしました。集落に隣接しており、農地利用最適化の推進に支障ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号63について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号63については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号64について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号64について説明します。調書は7ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。
申請内容は、植林を目的とする、農地の贈与です。申請によると、当該地は地域の寺社隣接地であり、かねてから土地の維持管理を行っていた地元区自治会におい

て、この度申請人から贈与の意思表示があり、景観に配慮した花木を植樹し、土地利用をなされます。新たな造成工事はなく、敷地内にツツジを30本、サクラを20本、計50本を植えられる予定です。雨水排水については、自然地下浸透としつつも、申請地周囲は排水路に囲まれているため、雨水流出等、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号64については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。

1月23日に、辻推進委員と現地確認し、譲受人から説明を受けました。

今までより自治会で管理されており、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号16辻推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 意見は特にありません。農地利用最適化の推進に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号64について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号64については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号65について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号65について説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、土木業を営む申請人において、これまで自宅兼事務所の敷地の一部に建設資材を配置されていましたが、手狭で代替地を探されており、この度、隣接地権者の同意が得られたことで、代替の資材置場として利用をされます。新たな造成工事はなく、敷地内に砕石、砂、塩ビ管を配置されます。雨水排水については、自然地下浸透としつつも、あふれた雨水は西側および南側道路側溝に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 5条調書、整理番号65については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。

譲受人の息子が建設業の関係で、今まで自宅で経営されていましたが、横の土地に大きな事務所を建てられました。その関係で資材置場が手狭となってきたことで、以前から隣の土地で、住宅と住宅との間に挟まれた畑を先代が相続し、畑として利用されていたところを、資材置場として使用する話が売買の形でまとまりました。今回の農地転用に関しましては、周辺農地への影響も最小限に抑えられていると考えられることから、致し方のない申請と考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号24緩利推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号24緩利です。

事務局および緩利農業委員の説明どおりです。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号65について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号65については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号66について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号66について説明します。調書は8ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場、前庭、資材置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、造園業を営む申請人において、現在空き家となっている住宅を購入し、隣接地において事業に用いる資材を配置するとともに、来客用及び事業用に駐車場として利用をされます。また、宅地の前と、傾斜地で農地活用が難しくすでに木々が生育している箇所では、造園業の強みを生かし、園芸用の植樹利用を予定されています。新たな造成工事はなく、敷地内に砂利・石材を5トン、車両を4台、樹木を約300平方メートルに渡り配置されます。雨水排水については、自然地下浸透としつつも、あふれた雨水は宅地側及び道路側の側溝に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、申請人は造園業を営む傍ら、造成に伴う土砂、砕石は自己調達できることから、事業に要する持ち出し資金はありません。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号66については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。

1月21日、小川推進委員と現地確認を行い、行政書士から説明を受けました。

譲渡人は、一人暮らしで、現在施設に入っておられます。譲受人は空き家バンクから購入され、造園業をされていますので、駐車場、資材置場として利用され

ます。周辺への影響もなく問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号29小川推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号29小川です。

現地は、甲賀市道を隔てて、青字区域から独立しており、農業用水に関しても、道路を介して独立しているところであり、問題ないと考えます。また山土砂が搬入されており、農地としての再利用は困難と考えますので、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号66について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号66については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号67について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号67について説明します。参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画図は28ページです。申請地は、市街化調整区域内の青地農地です。

申請内容は、工事用道路、資材ヤード、仮設事務所の設置を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。申請によると、新名神高速道路の6車線化事業に伴う池田高架橋拡幅工事上り線において、施工現場への工事用車両搬入のための工事用道路、仮設事務所、資材ヤードとして利用をされます。仮設事務所は高さ6.7メートル、建築面積324平方メートルで、建ぺい率は8パーセントです。許可後、転用工事に着手し、令和6年3月から令和8年11月まで工事用道路として利用し、その後、令和8年12月末までに機能復旧する計画をされています。国からの通知では、一時転用の期間は「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最

小限の期間」とされておりますが、当該申請は、その必要最小限であると考えます。造成工事については、敷地の表土を鋤取り後、碎石及び路盤材を投入し、整地をされます。鋤取った表土は作業ヤードの余地に置き場を設け、ブルーシートで保護されます。雨水排水については、既設の排水桝に自然流下するように地盤に勾配を付けて集水し放流するほか、車両が横断する農道の用水路箇所は排水管に一時置き換えることで養生されます。なお、工事期間中は作業ヤード周囲に工事用フェンスを設置するなどの安全対策をされるほか、仮設事務所建設に係る隣接農地への日照については、建築位置を境界から3メートルの離隔を取ることで影響を少なくし、配置について地権者の同意を得られております。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また今回、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。なお、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号67については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。

令和6年1月9日に、譲受人代理人から詳しく説明を聞き、吉田推進委員と現地確認しました。

新名神高速道路の池田高架橋の4車線を6車線化にする工事に係るための一時転用です。工事の工程は事務局から説明のあったとおりで、材料の搬入等に回りの農地や近隣への影響のないように配慮され、最適である場所を選ばれました。工事完了後、原状回復を行うとしています。改良組合長や地元区長の同意も得られており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号35吉田です。

新名神車線拡張工事期間のみの一時使用であり、工事完了後は現状復帰されます。農地利用最適化において容認できるものと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議長　　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号67について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員　　【挙手全員】

議長　　挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号67については、許可相当とすることに決定いたします。
なお、本案件は県農業会議へ諮問いたします。
議案第40号については、以上であります。

議長　　続きまして、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席12番寺田委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の間、退席を求めます。

【寺田委員 退席】

議長　　それでは、事務局の説明を求めます。

事務局　　議案第41号について説明します。
今月の決定は4件です。10ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権および使用貸借権の設定の面積は13,447平方メートルです。
借り手、貸し手と、農地の所在、面積、期間等は、11ページの利用権設定等の明細のとおりです。
ここで、前回総会にて質疑のあった借賃の表記についてですが、賃貸借は賃料を約束して使用収益させるもの、使用貸借は無償で使用収益させるものであり、このうち使用貸借での借賃表記において、0円での賃貸借はないことから、これまでどおり、「－」表記とさせていただきます。
次に、借り手の農地台帳による経営状況は12ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員　　【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第41号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第41号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知
をいたします。
議案第41号については、以上であります。

議 長 それでは、寺田委員の入室、着席を求めます。

 【寺田委員 入室・着席】

議 長 続きまして、議案第42号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかか
る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第42号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成
し、権利設定を行います。

 この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画
案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農
業委員会の意見を聴くこととされています。

 14ページから16ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。
農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、期間等は記
載のとおりで、賃貸借の設定面積は、合計61,480平方メートルです。権利
の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、17ページの参考資料のとおり
です。

 次に、18ページから19ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から
受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、
耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の
設定面積は、合計28,458平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける
者の農地台帳による経営状況は、20ページの参考資料のとおりです。

 次に、21ページの農用地利用集積等促進計画の案「権利の移転」をご観
ください。こちらは、前ページの耕作者変更とは異なり、法人設立に伴う経営承継を
理由とするもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積
は、合計10,635平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地
台帳による経営状況は、22ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第42号について採決いたします。
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して「意見なし」として意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第42号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。
議案第42号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第43号「令和6年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について」を議題といたします。
活動方針作成委員会、奥村委員長より説明を求めます。

奥村委員長 　議案第43号について説明します。
議案書は23ページから25ページです。
去る2月9日に、活動方針作成委員会を開催し、令和6年度甲賀市農業委員会事業計画について、協議し、取りまとめを行いました。
内容については、Ⅰ.基本方針として、農業生産力の発展および農業計画の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するための諸施策を推進するとともに、列記の「農業委員会に関する法律」その他関係法令に基づき、任務を適正に遂行し、積極的な活動を展開するとしています。
Ⅱ.重点活動は、7つをあげ、令和6年度は取り組んでいくとするものです。1つ目は、農地法の適正な執行。2つ目は、農地利用の最適化に向けた取り組み。とりわけ、3)遊休農地の発生・防止・解消の③非農地判断の適正実施については、来年4月の運用開始に向け、制度検討委員会において検討・協議を進めていただきます。また、農家への声掛け活動ということで、日々行っている農業者等への積極的な声掛けにより、この先の農業活動や、農地利用について情報を得ていただき、活動記録簿に記入していただくことで、活動の見える化や情報の共有化

を図っていきます。3つ目は、意見書検討委員会による、農地利用最適化推進施策に関する意見書の検討。4つ目は、活動方針作成委員会による、最適化活動の目標の設定等の策定や、今説明しています、年度ごとの事業計画の策定。5つ目は、広報編集委員会による、農業委員会だよりの発行をはじめとする情報発信で、ホームページや、市広報紙も活用しながら、農業委員会の活動も広く周知し、委員皆様の活動も見える化し、周知していこうとするものです。6つ目は、平成28年法改正以降、農業委員会の体制検証も、制度検討委員会において行う必要があると考えます。7つ目は、農業者年金制度の周知徹底と加入推進を図るものです。

Ⅲ. 会議の開催は、特に(4)の専門委員会について、各専門委員会の活動により、さまざまな面から農業委員会の事業運営を円滑に図っていこうとするものです。

以上、令和6年度においても、事業計画に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、積極的な活動をしていきたいと考えます。ご審議いただき、決定たまわりますよう、よろしく願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第43号について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第43号については、決定することといたします。
議案第43号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は26ページから27ページ、参考図は29ページから30ページです。

　　今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が2件です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、続きまして、**報告案件 2 「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は 28 ページ、参考図は 32 ページから 33 ページです。今月の田畑転換等農地の形状変更の届出は 2 件です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、続きまして、**報告案件 3 「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」**、担当委員の報告を求めます。

まず初めに、「土山町川西区」について、鍋家委員の報告をお願いします。

鍋家委員 　議席番号 16 番鍋家です。

土山町 川西区の地域計画について、概要を説明します。

1 地域における農業の将来の在り方の（1）地域計画の区域の状況についてです。地域計画策定区域の面積は 14.7ha、①農振農用地区域の農地面積は 14.6ha、②田の面積は、14.4ha、③畑の面積は、0.3ha です。

2 農業の将来の在り方に向けた目標について、（1）農用地の効率かつ総合的利用の方針は、記載のとおりです。（2）将来の目標集積率は、56.39%、「3 目標を達成するためとるべき必要な措置」は記載のとおりです。

4 地域内の農業を担う者については、記載の 2 者で、6 目標地図については、添付資料のとおり策定されました。

農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。以上です。

議長 　ただ今、鍋家委員より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、「意見なし」として、市へ報告します。

議長 続きまして、「甲南町深川区」について、中島委員の報告をお願いします。

中島委員 議席番号2番中島です。

甲南町深川区の地域計画について説明します。

まず、1地域における農業の将来のあり方の(1)地域計画の区域の状況です。

区域内の農用地等の面積が28.62ha、①農業振興地域のうち、農用地区内の農地面積が26.25haで、②田の面積が27.07haで増えていますが、ここには白地農地が含まれます。③畑の面積は、1.55ha、④区域内において規模縮小などの意向のある農地面積の合計は21.69haで、ほとんど次の代の方がやろうという人はいません。(2)の地域農業の現状及び課題では、今後認定農業者が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、地域農業の維持活性化を図るための体制づくりが急務であるとあります。(3)地域における農業の将来のあり方では、今後10年以内に担い手が不足することも考えられるため、地域外からも、希望する認定農業者や認定新規農業者の受け入れを積極的に進めるとあります。

2将来の農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標ですが、95.0%が集積可能です。

3農業者及び区域内の関係者が2の目標達成するために取るべき必要な措置については記載のとおりです。ご確認ください。

4地域内の農業担う者の一覧は、個人が4名、団体が1団体です。6目標地図については添付資料のとおりです。

特に農業委員として意見はないと考えますが、ほとんど5年後には、谷筋の奥まった場所では、地震が起こり山が崩れた場合、耕した土地はほとんど水が回ってこないため、守るべき農地から外しております。以上です。

議長 ただ今、中島委員より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 緩利委員。

緩利委員 議席番号3番緩利です。

2つの地域計画の方を見せていただきました。すごく頑張って動いていただいています。これを地域の中で、誰が主導され、アンケートをとったり、集計したり話を進めたりと、機動的な方が誰で、どんな形でここまで計画を進めてこられたのか、あわせて苦労話もあれば聞かせていただきたい。よろしくをお願いします。

議長 鍋家委員、お願いします。

鍋家委員 川西地区につきましては、地元で自治振興会長をされた人や区長や様々な方が中心となって話を進めていただきました。また、新しく就農され、規模を増やされた1名もおられますので、それを中心に話を進められました。以上です。

議 長 中島委員、お願いします。

中島委員 私は15年前から2年間営農部長をしております、その流れで改良組合長を13年前から3年連続で勤めさせていただいています。その間、人・農地プランについても関わりましたし、今回の地域計画についても、来年の3月までに提出とのことで、ぜひとも一番にと提出いたしました。改良組合長でしたので、アンケートも全部取りましたし、今後の動き、これまでの動きも全部把握しておりますので、比較的簡単に作ることはできました。ただ、法務局に出向かないと持ち主がわからない圃場がありますので、その点が少し苦勞したところです。以上です。

緩利委員 ありがとうございます。

議 長 他にご質問等ございませんか。

委 員 **【意見等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
まず、専門委員会報告として、制度検討委員会から、寺田委員長をお願いします。

寺田委員長 制度検討委員会（2月9日）結果報告

議 長 続きまして、湖国女性農業・推進委員協議会から、中本委員をお願いします。

中本委員 第19回女性の農業委員会活動推進シンポジウム（3月6日）参加報告

議 長 続きまして、事務局報告事項について、順次説明をお願いします。

事 務 局

- ・農地利用最適化推進施策に関する意見書回答
- ・農地法第18条第6項の規定による賃借権の解除

- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・役員パトロール結果報告
- ・地域パトロール結果報告
- ・農地利用状況調査にかかる意向調査結果
- ・経過と予定

議 長 報告事項は以上です。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____